

賛助者に関する規則(案)

- 第1条 財団法人温水養魚開発協会(以下「協会」という。)の
寄附行為第3条に規定する目的に賛同し、第5条に定める
寄附金を納入するものとて賛助者とする。
- 第2条 賛助者は、協会の行なう事業の成果を利用することとする。
2 賛助者は、前項により協会の行なう事業の成果を利用はされ
る場合には、あらかじめ協会は協議(なければならぬ)。
- 第3条 協会は、賛助者に対し事業の遂行状況、成果について定期
的に報告するものとする。
- 第4条 賛助者に当ろうとする者は、所定の申込書類の要事項を記入
の上理事長に提出し、その承認を得るものとする。
- 第5条 寄附金の金額は年額100千円とする。
- 第6条 この規則に定めるものは賛助者に関する事項については、
協会の寄附行為に收めない範囲における、協会が賛助者に
協議の上決定するものとする。

附 則

この規則は昭和47年 月 日から実施する。